

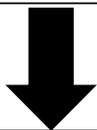
西条市畜舎等の建築等及び利用の特例に関する条例（令和4年度中施行予定）の制定のイメージ図

畜舎等の建築等に関して、令和4年3月31日までは建築基準法などで規制されていたが、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律が施行されることにより西条市特定用途制限内に関する用途規制の内容が明記されていないため、現状と同等の規制をかけるために条例を制定したい。

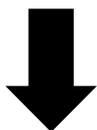
現状

建築基準法

特定用途制限地域を定めた場合は、地方公共団体に用途規制を定める



西条市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例



田園居住地区内において畜舎等は建築等は3,000平方メートルを超えてはならない。

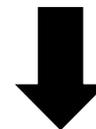
令和4年4月1日～

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律

特定用途制限地域内に建築等がされる畜舎等は条例で定めるところによらなければならない



西条市畜舎等の建築等及び利用の特例に関する条例（案）



田園居住地区内において畜舎等は建築等は3,000平方メートルを超えてはならない。

今後はどちらかの法律を選択して、畜舎等を建築等することが可能になる。